

デイサービスセンター住ま居る 下石
運営規定

(事業所の目的)

第1条 株式会社 YUKA I GOが開設するデイサービスセンター住ま居る 下石（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（日常生活支援総合事業通所型サービスにあつては要支援又は事業対象状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター住ま居る 下石
- ② 所在地 岐阜県土岐市下石町 910-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行う。

- ② 従業員

生活相談員 2名以上

機能訓練指導員 1名以上

看護職員 2名以上

介護職員 7名以上（常勤換算 7名以上）

2 従業者は、指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 8:30 から 17:30 までとする。
- ③ サービス提供時間 9:15 から 16:20 までとする。
- ④ 上記の他、一般型のサービス提供の延長対応時間は9:00 から 9:15 まで、及び午後16:20 から 17:00 までとする。

(指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

利用定員 40名

(指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスが、法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- ① 食事の提供
 - ② 入浴（一般浴・機械浴）
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
- 2 食費は、790円を徴収する
 - 3 おむつ代は、実費徴収とする。
 - 4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費徴収とする。
 - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、多治見市・土岐市・瑞浪市の区域とし、多治見市については、要相談とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して、次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- ②共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する
- ③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために苦情・ハラスメントを受け付ける為の窓口を設置し、その対応方法は次の通りとする。

- 1 担当を設置する
- 2 苦情・ハラスメントを受けた内容を記録する
- 3 市町村等が行う調査、文書その他物件の提出、質問若しくは照会に応じ、市町村等から指導、助言を受けた場合それに従い必要な改善を行う。
- 4 市町村等から求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、(株)YUKA IGOと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は、令和2年3月16日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。